

2016年9月1日  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

台風10号により被害を受けられた皆さまにお見舞いを申し上げます

このたびの台風10号により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6カ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

<北海道> 帯広市・空知郡南富良野町・河東郡音更町・河東郡士幌町・河東郡上士幌町  
河東郡鹿追町・上川郡新得町・上川郡清水町・河西郡芽室町・河西郡中札内村  
河西郡更別村・広尾郡大樹町・広尾郡広尾町・中川郡幕別町・中川郡池田町  
中川郡豊頃町・中川郡本別町・足寄郡足寄町・足寄郡陸別町・十勝郡浦幌町  
<岩手県> 盛岡市・宮古市・久慈市・遠野市・釜石市・上閉伊郡大槌町  
下閉伊郡岩泉町・下閉伊郡田野畑村・下閉伊郡普代村・九戸郡軽米町  
九戸郡野田村・二戸郡一戸町

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター  
電話 0120-324-386 (無料)  
※受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時  
(日・祝日・年末年始を除きます)

以上